

# 山中湖村景観計画案の概要

山梨県都市計画審議会資料

平成22年1月21日

山中湖村



# 第 編 山中湖村における風景づくりの考え方

## 山中湖村における「景観計画」策定の必要性

- ・平成 17 年に「景観法」が全面施行となり、景観計画を定めることにより自治体が地域の特性に応じた景観形成が可能となった。
- ・山中湖村「景観住民懇談会」において、参加者（村民）から、山中湖村の風景のあり方を示す「ビジョン」が必要であるとの意見が出された。

## 第 1 章 山中湖村景観計画の目的と位置づけ

### 1 . 山中湖村景観計画の目的

「山中湖村景観計画」は、山中湖村の良好な風景づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針および行為の制限、実現のための方策を明らかにし、村民、事業者等、山中湖村の協働による取り組みを推進することを目的とします。

### 2 . 山中湖村景観計画の位置づけ

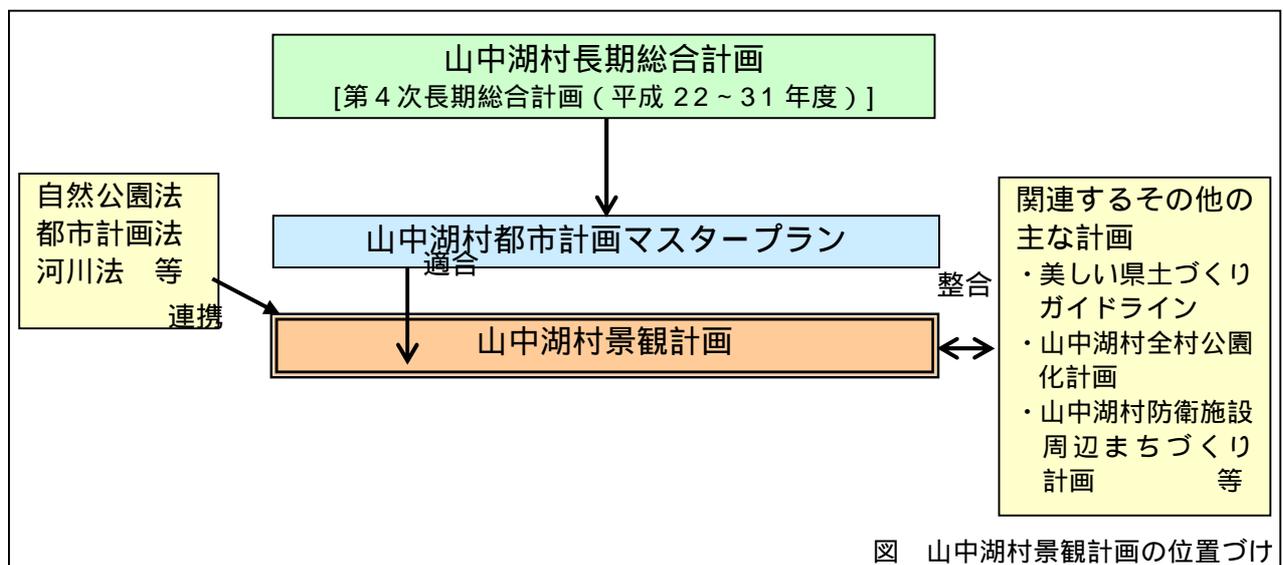


図 山中湖村景観計画の位置づけ

## 第2章 山中湖村の風景の特性

### 1. 山中湖村の風景構造

#### (1) 地形

山中湖を中心に、その周囲は湖に向斜する緩やかな斜面地が展開し、その上部を大出山～山伏峠～三国峠～籠坂峠へと到る山稜が取り囲みます。また、山中湖西側には富士山の火山山麓が広がり、山中湖村は周囲を山々に囲まれた盆地の底のような地形となっています。

#### (2) 植生

湖岸周辺、丘陵地にはカラマツ、アカマツの植林が優先し、山稜付近にはミズナラ林、ブナ林、ススキ群落などの草地在り展開します。

沖新畑には国の天然記念物であるハリモミ林や長池天神社のブナの自然林など、注目すべき植物群落が村内に点在します。また、集落内に巨樹・巨木が多く存在します。

#### (3) 土地利用現況

山中湖畔に集落、商業施設が集中し、山麓、丘陵には別荘地が樹林の中に展開します。

#### (4) 風景構造

三方（北、東、南）を緑豊かな山並みに囲まれ、盆地の底部に山中湖が位置する、浅いすり鉢状の地形が展開します。中心の山中湖に視線が集まり、西側には広がりのある農の風景、富士山麓の草地の風景、そして雄大にそびえる富士山への眺めを得ることができます。



出典)「富士山のすがた」山梨県作成ポスター



## 2 . 山中湖村の風景の特性

山中湖と富士山を中心とした自然の風景が村にとって必要不可欠な資源となっています。



山中湖村にとって必要不可欠な資源となっている  
山中湖と富士山の風景（山中湖親水公園より）



富士山への風景を生かした施設整備が村内のあちこちで見られます（花の都公園）

湖を取り囲むなだらかな山々は、山中湖や富士山への良好な眺望地となる一方で、対面する地区の湖岸や道路などから見る風景の背景を形成しています。



眺望地となっているパノラマ台からの風景

眺望地点となっているパノラマ台からの風景



毎年 5 月に火入れが行なわれ草原が維持されている  
湖の背景となる斜面地（明神山）

湖への主要なアクセスポイントの沿道・湖岸景観が観光利用拠点の賑わいを支えています。



富士吉田方面からの玄関口である明神前交差点付近の利用拠点（左：沿道景観、右：湖岸景観）



歴史的建造物や祭事などの文化的な風景が生活空間の中に息づいています。



「ドンド焼き」で使われる御神木（平野地区など）



山中諏訪神社の「山中明神安産祭り」(山中地区)

山中湖や富士山などの自然を生かしたさまざまな風景づくりの取組みが行なわれています。



村民総参加による村内一斉清掃（各地区湖岸周辺）



山中湖や富士山への眺望を生かした湖岸のボードウォーク（交流プラザきらら）

### 3 . 山中湖村における風景の特性を規定する関連法規制

規定事項		自然公園法	都市計画法	建築基準法	河川法	山梨県屋外広告物条例	山中湖村住環境保全指導要綱
山中湖村全域	・ 国立公園 特別保護地区、 第一種特別地域	富士山地域 管理計画 【富士山北麓 管理計画区】 建築物 1)外部意匠 2)付帯施設 3)修景緑化方法 広告物	白地地域(用途地域指定無)	集団規定(都市計画区域内) 建蔽率・容積率・壁面距離等	河川 区域	第二種 禁止 地域	D 地区
	・ 国立公園 第二種特別地域、 第三種特別地域						A 地区 (1部 C 地区)
	・ 国立公園 普通地域						B 地区
	・ 国立公園区域外						

図 各規制が対象とする区域

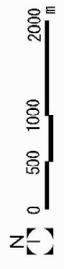
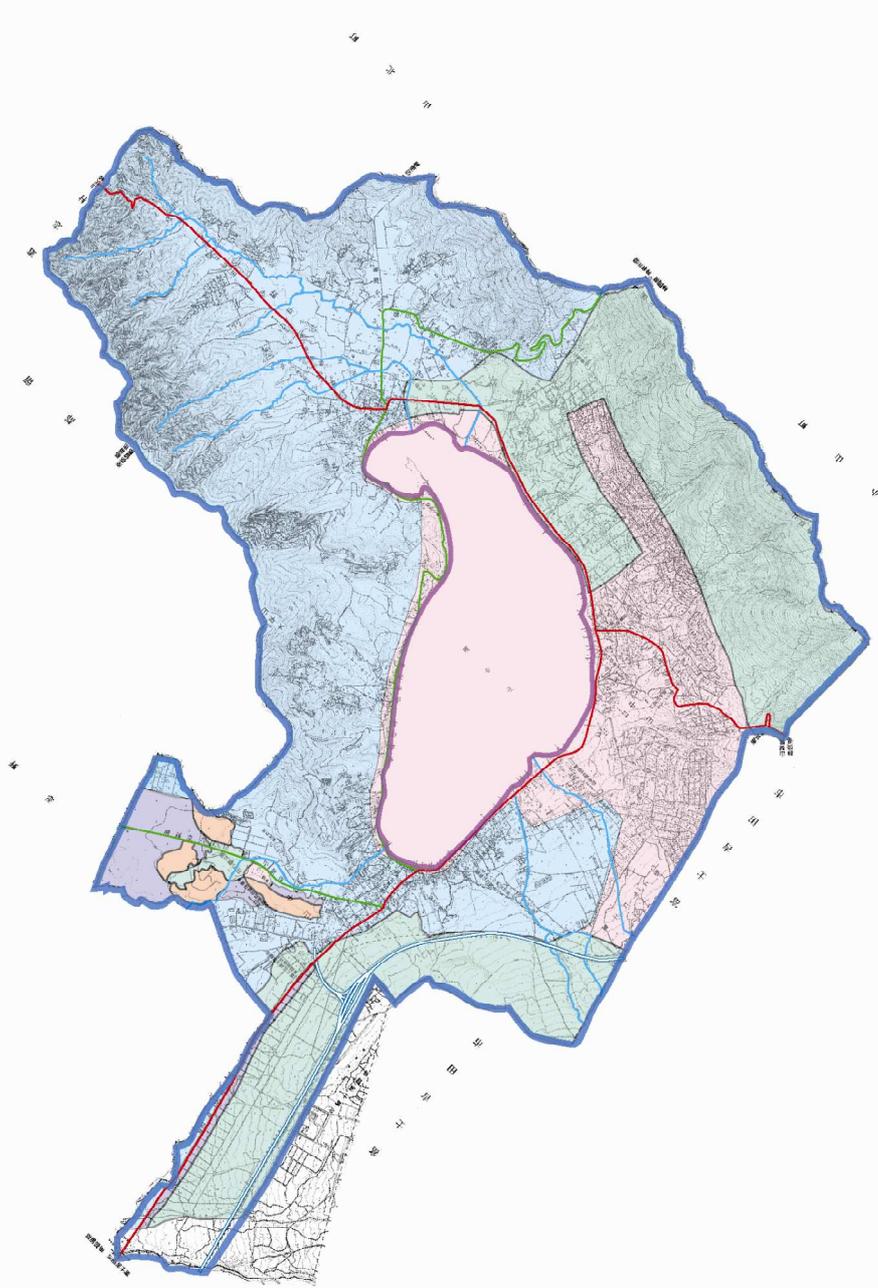
自然公園 計画	特別 保護地区	第一種 特別地域	第二種 特別地域	第三種 特別地域	普通地域	区 域 外

※上記以外に自然公園計画の「普通地域」の区域に  
「山梨県富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物  
設置指針」の区域が指定されている

- 都市計画区域
- 河川区域（河川法）  
湖面及び一部陸域も含む区域

■ 参考表示

- 国 道
- 県 道
- 河 川



## 第3章 山中湖村の風景づくりの方針

### 1. 山中湖村の風景づくりの将来目標像

山中湖を中心に、豊かな自然に抱かれる富士北麓高原リゾートビレッジ  
～持続可能な風景づくりが展開する高原リゾートビレッジ・山中湖村～

### 2. 山中湖村の風景づくりの方針

**雄大な富士山への眺めが得られ、富士山と一体となる山中湖村**

眺めの中・近景にあたる地区での景観への配慮を促進します。

富士山、山中湖への眺めを意識した各種施設整備、空間づくり（視点場形成、眺めに配慮した植栽等）を推進します。

**山中湖から湖岸、村を抱く山のみどりまで、豊かな自然が連続する山中湖村**

湖水環境を保全します。

湖岸の交通計画など、総合的な検討をふまえ、自然の湖岸を再生・形成します。

斜面地のみどりの風景を保全します。

開発地において緑化を充実します。（林間の敷地内緑化、施設緑化）

## 自然に溶け込み、賑わいと静けさが共存する高原リゾートビレッジ・山中湖村

湖、湖岸、周囲の緑へと自然が連続する落ち着いた風景を形成します。

湖岸において、賑わいの中にも秩序ある風景を形成します。

山中地区、旭日丘地区、平野地区における、高原リゾートビレッジに相応しい玄関口としての風景づくりを推進します。

湖畔周遊道路等、幹線道路沿道における、上質なリゾートビレッジの風景づくりを推進します。

## 独自の歴史、文化を継承し、特色ある風景が展開する地区の集合体としての山中湖村

地区の風景を特徴づける資源を保全、活用します。

地区の風景を阻害する要因を取り除きます。

地域の将来の望ましい風景像を皆で共有し、実現を目指します。

## 多様な主体が協働で風景づくりを展開する山中湖村

国（環境省・国土交通省）、山梨県などとの連携による取組み体制を整備します。

村民、事業者、行政等による風景づくりの協働のしくみを整備します。

風景づくりの重要性に関する村民の意識の醸成を推進します。

## 図 山中湖村の風景づくりの方針

①雄大な富士山への眺めが得られ、富士山と一体となる山中湖村の風景づくり

-  稜線部からの富士山、山中湖への眺めの保全
-  富士山への良好な眺めが得られる視点場の保全
-  山中湖への良好な眺めが得られる視点場の保全

②山中湖から湖岸、村を抱く山のみどりまで、豊かな自然が連続する山中湖村の風景づくり

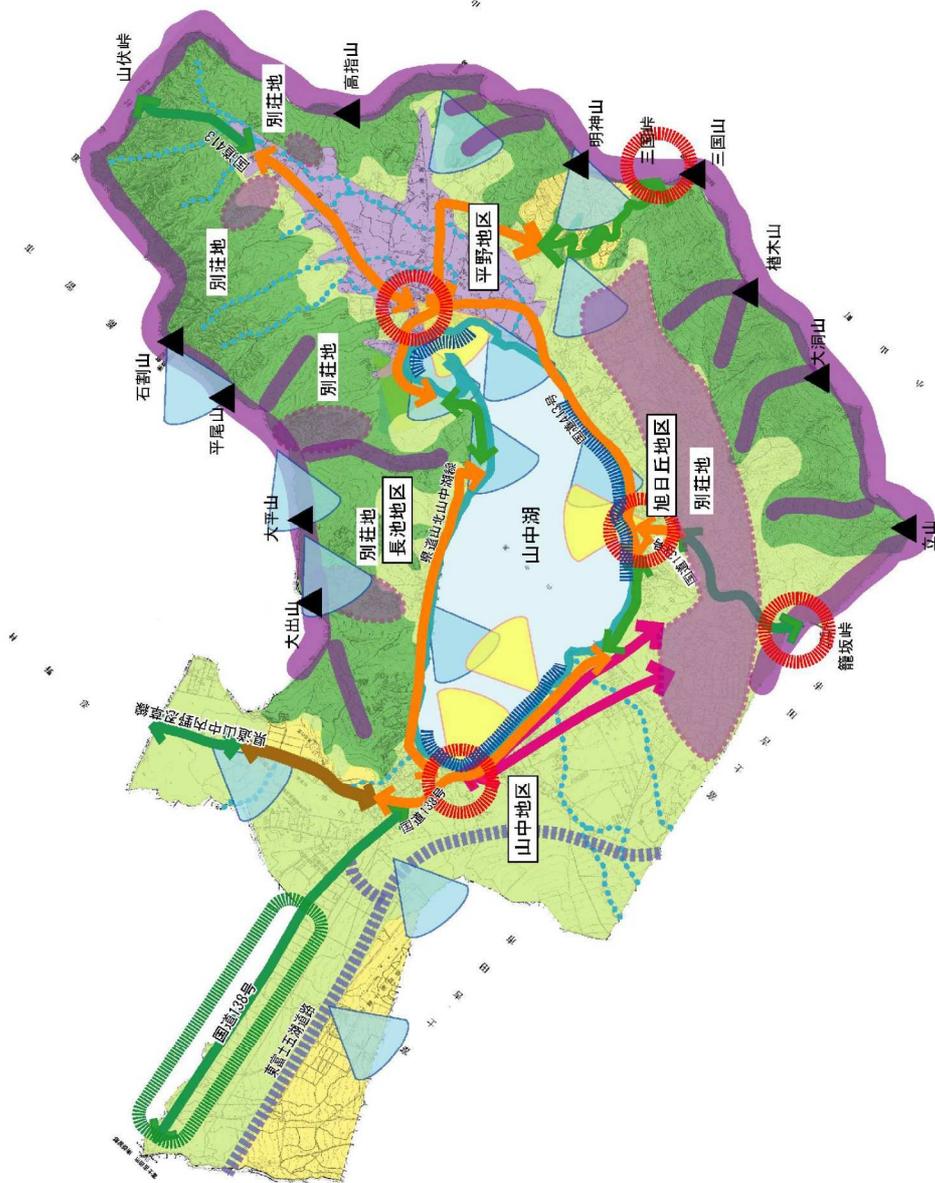
-  山中湖の湖水環境の保全
-  自然湖岸の保全、良好な水際風景の再生
-  風景の背景となる山並みのみどりの保全
-  開発地における緑化の充実化

③自然に溶け込み、賑わいと静けさが共存する高原リゾートビレッジ・山中湖村の風景づくり

-  湖岸において賑わいの中にも秩序ある風景の形成
-  高原リゾートビレッジに相応しい玄関口の形成
-  良好な自然(樹林)の景観を形成する村へのアプローチの保全
-  湖畔周遊道路等、幹線道路沿道の良好な風景づくり
-  集落、賑わい地内における良好な風景づくり
-  沿道の樹林等、周辺の自然環境と調和した風景づくり
-  沿道の農地の広がり、富士山への眺めに配慮した風景づくり

④独自の歴史、文化を継承し、特色ある風景が展開する地区の集合体としての山中湖村の風景づくり

-  高生垣等地区の特徴を活かした沿道風景づくり
-  各地区の風景資源の保全、各地区の特性を活かした風景づくり



## 第4章 風景づくりの推進方策

### 1. 景観計画の運用体制の整備

#### (1) 庁内体制の整備

- ・「山中湖村景観計画」を円滑に運用するため、村役場内に風景づくり担当部署の設置を検討するとともに、良好な風景づくりに向けた取り組みの情報の蓄積、発信を行います。
- ・山中湖村景観審議会等、専門家による風景審査機関を設置し、景観計画の適正な運用を行う体制の整備について検討を行います。

#### (2) 村民、事業者、関係団体等、多様な主体の協働のしくみの整備

- ・景観法を積極的に活用し、国、山梨県との連携体制の整備を図ります。
- ・村民、事業者、関係団体、行政等が山中湖村の風景づくりについて検討し、情報交換を行うことができる連絡協議会の整備等、多様な主体の協働のためのしくみを検討します。
- ・区会等地元組織における「景観担当」役を設け、継続的に景観を検討する体制の整備について支援を行います。

### 2. 事前協議制度の整備

- ・建築物の建築等の計画立案時から山中湖村景観計画に定める風景づくりの考え方を反映できるよう、山中湖村景観条例に事前協議制度を定め、同制度の運用により、本計画を推進します。

### 3. 公共施設における先導的な風景づくりの推進

- ・山中湖村には、学校や文化施設などの身近な施設から、道路、駐車場などのオープンスペースまで、多くの公共施設が立地しています。このような公共施設は民間施設、自然景観とともに地域の風景に大きな影響を及ぼす要素です。公共施設は地域全他の風景づくりの模範例を示す、先導的な役割を担っていることから、山中湖村景観計画を踏まえ公共施設における先導的な風景づくりを推進します。

### 4. 良好な風景づくりに資する支援方策の整備

- ・良好な風景づくりに関する地域住民への講座開催等、支援方策を検討します。
- ・良好な風景づくりに資する行為に対する、経済的支援措置を検討します。
- ・村内の良好な風景づくりの取り組みに関する表彰制度等、良好な風景づくりの取り組みの普及、啓発を行うための制度を検討します。

# 第 編 景観法を活かした諸施策

## 1．景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

景観計画の区域を山中湖村全域とします。

## 2．良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

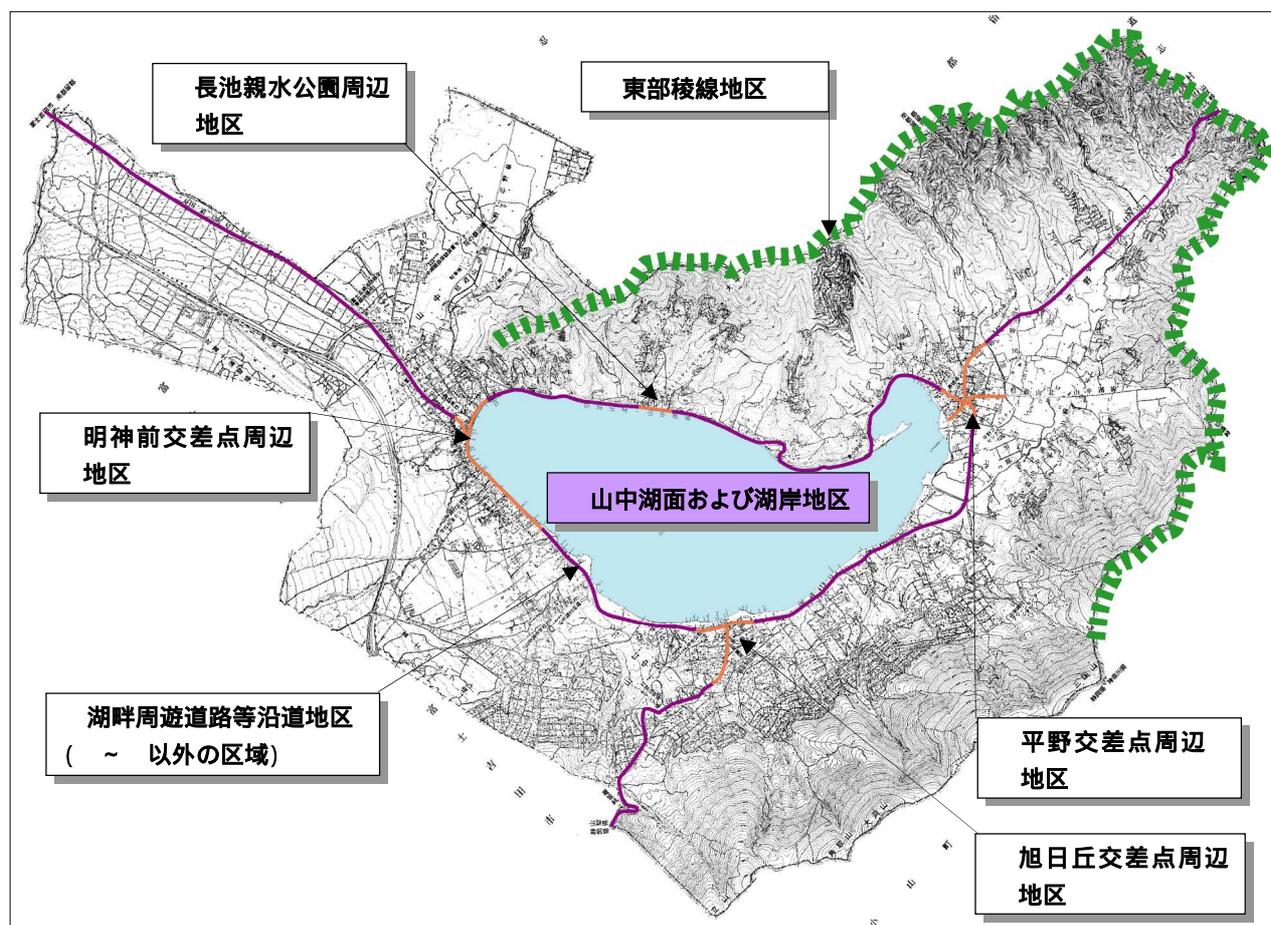
「良好な景観の形成に関する方針」は、本計画書の「第 編第3章」とします。

## 3．景観形成重点地区

景観計画区域内において、「景観形成重点地区」を定めます。

「景観形成重点地区」は、「村民等が必要と考える地区」、「地域住民により活発な取り組みがなされている地区」、「山中湖村が必要と考える地区」を山中湖村が指定するものです。

景観形成重点地区として「山中湖面および湖岸地区」を指定し、その他下図～の6地区を今後、景観形成重点地区として指定を目指す候補地とします。



各地区の景観形成に関する方針を以下に示します。

なお、景観計画区域内で景観形成重点地区以外の区域を「一般区域」(以下同様)とします。

表1 景観形成重点地区の景観の形成に関する方針

地区名称	景観の形成に関する方針
山中湖面および湖岸地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖岸において、気軽に湖とふれあえる、秩序あるにぎわい景観を形成します。</li> <li>・湖水面を適正に利用します。</li> <li>・湖岸の郷土の自然景観を保全します。</li> </ul>

表2 景観形成重点地区の候補地と景観の形成に関する方針

候補地の地区名称	景観の形成に関する方針
湖畔周遊道路等沿道地区 ( ~ 区域以外の国道 138 号、413 号、県道山北山中湖線の沿道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山中湖、富士山への眺めを保全します。</li> <li>・沿道の樹林等自然景観と調和するように、建築物、工作物、自動販売機等人工物を配置、整備します。</li> </ul>
明神前交差点周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山中湖の玄関口として“来訪感”や“気持ちよさ”を意識できる景観を形成します。</li> <li>・玄関口である明神前交差点に至る道路、さらには湖畔周遊道路の沿道において秩序あるにぎわい景観を形成します。</li> <li>・沿道の緑(みどり)が映える街並みの景観を形成します。</li> </ul>
旭日丘交差点周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山中湖の玄関口として“来訪感”や“気持ちよさ”を意識できる景観を形成します。</li> <li>・旭日丘交差点周辺の歴史的文脈に配慮した景観を形成します。</li> <li>・自然豊かな落ち着いたある別荘地のイメージに相応しい賑わい景観を形成します。</li> <li>・籠坂峠方面から旭日丘交差点に至る国道 138 号沿道において秩序あるにぎわい景観を形成します。</li> </ul>
平野交差点周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山中湖の玄関口として“来訪感”や“気持ちよさ”を意識できる景観を形成します。</li> <li>・平野交差点へと続く道路沿道における良好な景観を形成します。</li> <li>・平野交差点から湖畔へ至る道路沿道において、秩序あるにぎわい景観を形成します。</li> </ul>
長池親水公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道山北山中湖線沿道においては、秩序あるにぎわい景観を形成します。</li> <li>・交通の安全を確保しつつ、湖畔周遊道路沿道の防風林を保全し、防風林に見え隠れするリゾート地の景観を形成します。</li> <li>・富士山、山中湖への眺めを保全します。</li> </ul>
東部稜線地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷部からの眺めのスカイラインに該当する、稜線部(自然公園普通地域部分)の景観を保全します。</li> </ul>

## 4 . 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

( 法第 8 条第 2 項第 3 号関係 )

### ( 1 ) 行為の制限の基本的な考え方

#### 山中湖村景観計画が定める行為の制限が適用される区域について

山中湖村景観計画が定める行為の制限が適用される区域は、景観計画区域である山中湖村全域とします。

#### 「一般区域」と「景観形成重点地区」について

「一般区域」と「景観形成重点地区」では、行為の制限の内容が異なります。双方の区域ごと、届出対象行為および景観形成基準を定めます。

「景観形成重点地区」においては、「一般区域」の景観形成基準と各景観形成重点地区の景観形成基準の双方を遵守しなければなりません。

#### 自然公園法をはじめ、その他関連法令との関係について

山中湖村は、ほぼ全村が富士箱根伊豆国立公園区域に位置します。

したがって、建築物の建築等を行う場合、自然公園法に基づき、自然環境の保護、風致景観の維持、保全を行います。また、山中湖の湖面全面および湖岸の大半は河川区域であることから、河川法に基づき、適正な利用を行います。

#### 自然公園法の特例（法第 8 条第 2 項第 5 号ホ、法第 60 条関係）について

自然公園の特別地域においては、自然公園法第 13 条第 4 項、第 14 条第 4 項及び第 24 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中の「環境省令で定める基準」は、「環境省令で定める基準及び景観法第 8 条第 1 項に規定する景観計画に定められた同条第 2 項第 5 号ホの許可基準（法第 60 条）となります。

#### 屋外広告物について

屋外広告物に関しては、自然公園法および山梨県屋外広告物条例に基づき、良好な屋外広告物の風景づくりを推進します。

## (2) 一般区域の行為の制限

### 届出対象行為

一般区域において、以下の行為（表3）を行う場合、届出を要します。

表3 一般区域における届出対象行為

届出を要する行為内容		届出を必要とする行為規模	
特定届出対象行為*1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転	すべての建築物。 〔ただし、高さ10m以下の建築物は、表4に示す景観形成基準の形態意匠（色彩）のみ届出を行う。〕
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10mを超える建築物で、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の2分の1を超えるもの。</li> <li>色彩の変更は、屋根に関しては、行為に係る部分が、屋根の水平投影面積の5分の1を超えるもの。外壁に関しては、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の5分の1を超えるもの。</li> </ul>
	工作物	新設、増築、改築若しくは移転、	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての工作物（門・塀・垣・柵、擁壁、機械式駐車場、街路・照明塔、煙突・高架水槽、鉄筋コンクリート造の柱・鉄柱・木柱、彫像・記念碑、電話ボックス等、山中湖村景観条例施行規則に定めるもの）</li> <li>〔ただし、高さ10m以下の工作物は、表4に示す景観形成基準の形態意匠（色彩）のみ届出を行う。〕</li> </ul>
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10mを超える工作物で、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の2分の1を超えるもの。</li> <li>色彩の変更は、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の5分の1を超えるもの。</li> </ul>
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地等開発事業で、その施行区域が2,000㎡以上のもの。</li> <li>宅地等開発拡張事業又は、建築物の増築事業において、その拡張後の面積が2,000㎡以上又は高さが10mを超えるもの。</li> </ul>	
<u>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ1.0mを超えるもの又は集積等面積10㎡を超えるもので、その期間が30日を超えるもの。</li> </ul>	
<u>木竹の伐採</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗、事務所、保養所等事業地の敷地、寺社境内地および宅地内の、幹根境界部から1.3mの高さ（胸高）の幹囲が1.9mを超えるもの。</li> </ul>	
<u>特定照明*2</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から容易に見える位置にある建築物、工作物等に対して行う照明で、期間が30日を超えるもの。</li> </ul>	

以上に該当する行為のうち、景観法第16条第7項に定める行為の他、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為は届出の適用除外行為とします。

\*1) 特定届出対象行為：建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対して、設計の変更等、その他必要な措置を取ることを命ずることのできる行為。

\*2) 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明。

赤下線部分は自然公園法（普通地域）と比較して、届出対象が拡大されている部分

## 景観形成基準

表4 一般区域における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準	
		自然公園特別地域	自然公園普通地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。</li> <li>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。</li> </ul>	形態意匠	(1) 屋根 ・ 灰黒系色又は焦げ茶色とする。 <u>彩度 6 以下、明度 2 以上とする。( 1 )</u> (2) 壁面、工作物 ・ 基本となる色彩（外壁の 4/5 以上を使用する色）は茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰系色とする。 <u>彩度 6 以下、明度 2 以上とする。( 1 )</u>	
	高さ	（自然公園法の許可基準に、13m以下等が定めがある。）	・ 15m 以下とする。
	壁面の位置	（自然公園法の許可基準に、道路区分により 20m、5m以上とする定めがある。）	・ 敷地境界線からの後退距離を 2m 以上とする。
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁、法枠等の構造物が生じる場合、素材、表面処理について、周辺景観と調和するものとする。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。</li> <li>道路等から見えにくいように、植栽の実施、木塀の設置等で遮へいし、その際には周辺の景観に調和するものとする。（ただし、河川区域ではこの限りでない。）</li> </ul>	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>自然性の高い樹木や巨樹等貴重な樹木については、極力移植する。伐採した本数と同数の樹木を同敷地内に、周辺景観との連続性に配慮し植栽する。</li> </ul>	
<u>特定照明 ( 2 )</u>		<ul style="list-style-type: none"> <li><u>地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いない。( 2 )</u></li> </ul>	

### 下線部分

- 1 自然公園法の法令基準に対し上乗せ
- 2 独自規定（景観法の規定項目を活用）

## 景観形成重点地区の行為の制限

### 山中湖面および湖岸地区

#### 指定区域

山中湖河川区域とする。

### 景観形成の考え方

- ・湖岸において、気軽に湖とふれあえる、秩序あるにぎわい景観を形成します。
- ・湖水面を適正に利用します。
- ・湖岸の郷土の自然景観を保全します。

### 届出対象行為

届出対象行為は以下の通りです。なお、下記のうち工作物に関しては、自然公園法の特例（法第8条第2項第5号ホ、法第60条関係）が適用されます。

表5 届出対象行為

届出を必要とする行為規模		
工作物	新設、増築、改築 若しくは移転	・ 棧橋、艇庫、売札所、待合所等、河川法第24条の占用許可、第26条の工作物の新築等の許可の対象となる工作物。
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ 行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の2分の1を超えるもの。 ・ 色彩の変更は、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の5分の1を超えるもの。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・ <u>高さ1.0mを超えるもの又は集積等面積10㎡を超えるもので、その期間が30日を超えるもの。</u>

赤下線部分は自然公園法（特別地域）と比較して、届出対象が拡大されている部分

### 景観形成基準

表6 景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
工作物の建設等 （新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替）	形態 意匠	・ 屋根は勾配屋根とする。
		・ 自然の素材を多用する。
		・ 色彩は以下のとおりとする。 ・ 屋根：灰黒系、こげ茶系 ・ 壁面：茶色系、ベージュ系、クリーム系、灰系色 ・ 棧橋： 構造部；灰黒系、こげ茶系 素材色は上記に制限されない。
屋外における物件の集積又は貯蔵		・ <u>ボート等は整然と配置する。</u>

下線部分は独自規定（景観法の規定項目を活用）

景観形成重点地区の景観形成基準 = 一般地域の基準 + 上記表6の基準

## 5 . 景観重要建造物の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

- ・山中湖村の自然、歴史、文化、生活等の特性が現れたもので、ある地域の景観上の特徴を当該建造物の外観が有しているもの。
- ・村民に親しまれ、地域のシンボルになっているもの。
- ・良好な景観の創出の観点から指定するもの。

## 6 . 景観重要樹木の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

- ・地域の景観上の特徴を構成しているもの。
- ・寺社のみどりなど歴史的景観を構成するもの。
- ・地域住民に親しまれ地域のシンボルになっているもの。
- ・新たな景観を創出することが望まれる地域においてシンボルとなるもの。
- ・「山中湖村の自然誌」（山中湖村、H18）で紹介されている巨樹・巨木に相当するもの。

## 7 . 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号口関係）

表 7 景観重要公共施設一覧

No.	名称	指定範囲（区間）	施設管理者	備考
・道路法による道路				
国道 138 号および湖畔周遊道路				
( )	国道 138 号	・山中湖村内全区間	国	
( )	国道 413 号	・旭日丘交差点～平野交差点～山伏トンネル間	山梨県	
( )	県道山北山中湖線	・平野交差点～明神前交差点間	山梨県	
( )	富士吉田山中湖自転車道線	・山中湖村内全区間	山梨県	
・河川法による河川等				
	山中湖	・山中湖河川区域	山梨県	
	桂川	・桂川河川区域	山梨県	
・都市公園法による都市公園				
	旭日丘湖畔緑地公園	・山梨県南都留郡山中湖村平野	山中湖村	
	山中湖交流プラザ「きらら」	・山梨県南都留郡山中湖村 平野 479-2	山中湖村	
	山中湖ポケットパーク	・山中湖村山中 207 番地の 8	山中湖村	
・自然公園法による公園事業				
	湖畔駐車場	・山中地区、旭日丘地区、長池親水公園の 3 箇所	山中湖村	
・その他公共施設				
	パノラマ台駐車場	・山梨県南都留郡山中湖村 平野柳原	山中湖村	

図 景観重要公共施設の位置

-  山中湖（河川区域）
-  桂川
-  国道138号
-  国道413号
-  県道 山北山中湖線
-  富士吉田山中湖自転車道線
-  都市公園
-  駐車場

-  参考表示
-  都市計画区域

